

業務仕様書

(平安騎馬隊施設の一般廃棄物(馬ふん)収集運搬業務)

本仕様書は、京都府警察本部長(以下「甲」という。)が、受注者(以下「乙」という。)と締結する平安騎馬隊施設の一般廃棄物(馬ふん)収集運搬業務に適用するものとする。

1 収集場所

京都府警察平安騎馬隊施設

京都市左京区松ヶ崎木燈籠町 京都市宝ヶ池公園憩いの森内

2 契約期間

令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

3 契約期間内における廃棄物の種類及び排出予定数量

(1) 廃棄物の種類

一般廃棄物(馬ふん)(以下「廃棄物」という。)

(2) 排出予定数量

約90,000kg

※排出予定数量は、あくまでも予定数量であるため変動することがある。

4 業務内容

上記1収集場所から排出される廃棄物の収集運搬業務を行うもの。

(1) 収集日時等

ア 収集日

毎週月曜日及び木曜日の2回とし、月曜日及び木曜日が祝日等閉庁日の場合は翌平日に振り替えるものとする。ただし、週に一度も収集できない場合は、平安騎馬隊担当者と事前調整のうえ、週1回収集するものとする。

なお、諸般の事情により、指定以外の日及び時間に収集を依頼する場合がある。

イ 収集時間帯

午前7時00分から午前8時00分までの間に収集すること。

(2) 廃棄物の運搬の際に必要な容器等については、乙において準備すること。

(3) 搬出した廃棄物は、京都市南部クリーンセンターに搬入することとし、処理料金は乙の負担とする。

(4) 廃棄物の運搬に当たっては、4トン以下のコンテナ車を使用すること。

5 報告

乙は、廃棄物の当月分の収集日毎の運搬量を甲が指定する方法で報告すること。

なお、数量の単位については「kg」とする。

6 その他

廃棄物の搬出処理等は、京都市の指定方法によるほか、次によるものとする。

- (1) 廃棄物の収集をするときは、付近に廃棄物が散乱しないよう丁寧に取り扱い、庁舎等の美観を損ねたり歩行者等に迷惑を及ぼすことのないよう十分注意すること。
- (2) 作業員が作業に従事するときは、制服等を着用させ作業員であることを明確にさせるものとする。
- (3) 廃棄物の収集が終わったあとは、必ず清掃をすること。
- (4) 廃棄物の処理に必要な機材、材料は、一切乙の負担とする。
- (5) 収集運搬業務に適した車両を用いること。

また、車両にて廃棄物を運搬中は、荷台をシートで覆う等の飛散防止措置を執ること。

- (6) 収集運搬車両にて収集場所に入出入りする際は、歩行者及び車両の通行の妨げとならないよう道路交通法等関係法令を遵守の上、一時停止する等の措置を執ること。
- (7) 収集作業中、公用車が通行する際には、通行の妨げとならないよう作業中であっても作業を一時中断し、収集運搬車両を移動させる等の措置を執ること。
- (8) 乙は、契約開始日から業務が円滑に開始できるよう、事前準備を十分に行っておくこと。
- (9) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、具体的な事項については、関係法令を遵守の上、実施すること。
- (10) 本仕様書に明示されていない詳細な事項については、甲の指示に従うこと。